

ひとりでも悩まず
消費生活相談室に相談を

幕別町消費生活相談室では悪質商法、消費者問題の相談や情報提供を行っています。問題が起きたら、まずは、消費生活相談室に相談してください。

◆不当請求の状況

昨年9月に消費者庁が発足し、法律改正や行政による事業者への指導強化により全国的に相談件数が減少傾向にあります。はがきなどの不当請求が書留（特定記録）で送られるなど、手

口が巧妙化しています。相談者の3割は70歳以上の高齢者で、同じ人が何回も被害に遭うケースも多く、不景気を反映した副収入が得られるからと登録料を請求するマルチ商法や、サラ金などの相談も入っています。

◆平成21年度 相談件数

() 内は平成20年度の数値

区分	商品等に 対する苦情	問い合わせ	計
合計	67 (97)	18 (21)	85 (118)
上記の内訳			
幕別地区	札幌地区	忠類地区	他市町村
38 (43)	37 (64)	4 (3)	6 (8)

◆平成21年度 販売形態別相談件数

() 内は平成20年度の数値

区分	件数
訪問販売	16 (27)
通信販売	22 (38)
マルチ・マルチまがい	3 (5)
電話勧誘	9 (8)
店舗購入	14 (24)
不明	21 (16)
計	85 (118)

◆不当請求の内容

区分	件数 (前年度)	内容
はがき・封書	6 (12)	書留による請求で巧妙化してきている。
携帯電話・パソコン	6 (18)	無料サイトと思わせ接続すると、登録料などの名目で請求された。
計	12 (33)	

◆幕別町消費生活相談室で相談により救済されたもの

	平成21年度		平成20年度	
	件数	救済金額計	件数	救済金額計
クーリングオフ	6件	1,078,457円	13件	2,338,140円
斡旋(あっせん)解決	11件	2,840,058円	6件	1,761,051円
不当請求等で情報提供により支払わずに済んだもの	12件	1,121,469円	2件	5,718,914円
計	29件	5,039,984円	18件	9,818,105円

◆相談場所・日時

幕別町消費生活相談室

◎木曜日・第3週を除く火曜日(午後1時～午後4時)

◎月・水・金曜日(午後1時～午後4時)

◎月・水・金曜日(午後1時～午後4時)

◎毎月第3火曜日(午前11時～午後2時)

◎毎月第3火曜日(午前11時～午後2時)

忠類コミュニティセンター2階小会議室(☎)8-2111